

山梨県公報

第千四百三十一号

平成十五年

十一月十七日

月 曜 日

目次

予防接種の業務を行う医師	七二二
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	七二三
道路の路線名の変更	七二四
県営住宅の名称及び位置	七二五
平成十五年度山梨県住宅需要実態調査	七二六
建築基準法に基づく道路位置指定	七二七
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し	七二八
公共測量の実施	七二九
開発行為に関する工事の完了について	七三〇
建築基準法に基づく公開聴聞の実施	七三一

告示

山梨県告示第五百五十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
高林 嬉子	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院
井上 克枝	東八代郡石和町市部八百九番地一号

医療法人康麗会 山梨峡東病院

山梨県告示第五百五十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
岡本 憲一	東八代郡石和町市部八百九番地一号 医療法人康麗会 山梨峡東病院

山梨県告示第五百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

整理番号	新旧の別	道路の種類	路線名	備考
1 7 2	新	県道	鳴沢富士河口湖線	
1 3 7	新	県道	青木ヶ原船津線	
1 0 9	新	県道	富士河口湖富士線	
	旧	県道	河口湖富士線	
	旧	県道	青木ヶ原河口湖線	
	旧	県道	鳴沢河口湖線	

山梨県告示第五百五十三号

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）第三条第二項の規定により、県営住宅の名称及び位置を次のとおり告示する。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	位置
塩部第一団地	甲府市
塩部第二団地	甲府市
伊勢団地	甲府市
千塚北団地	甲府市
千塚南団地	甲府市
千塚西団地	甲府市
湯村団地	甲府市
貢川団地	甲府市
小瀬団地	甲府市
和戸団地	甲府市
玉川団地	中巨摩郡竜王町
田富団地	中巨摩郡田富町
田富釜無団地	中巨摩郡田富町
常永団地	中巨摩郡昭和町
山王団地	中巨摩郡田富町
東花輪団地	中巨摩郡田富町
櫛形団地	南アルプス市

白根団地	南アルプス市
福祉村団地	南アルプス市
甲西団地	南アルプス市
神ノ木団地	南アルプス市
八田団地	南アルプス市
豊団地	南アルプス市
南美台団地	南アルプス市
八田第二団地	南アルプス市
田島団地	南アルプス市
八田第三団地	南アルプス市
下高砂団地	南アルプス市
櫛形小笠原団地	南アルプス市
若草下今井団地	南アルプス市
塩山団地	塩山市
上井尻団地	塩山市
粟生野団地	塩山市
塩山熊野団地	塩山市
東山梨団地	山梨市
ぶどうの里団地	東山梨郡勝沼町
東山梨ぬくもり団地	山梨市
勝沼下岩崎団地	東山梨郡勝沼町

御坂団地	東八代郡御坂町
石和団地	東八代郡石和町
大坪団地	東八代郡境川村
八代団地	東八代郡八代町
一宮団地	東八代郡一宮町
富士見団地	西八代郡市川大門町
六郷団地	西八代郡六郷町
三珠団地	西八代郡三珠町
下部団地	西八代郡下部町
久那土団地	西八代郡下部町
岩間平団地	西八代郡六郷町
鯉沢団地	南巨摩郡鯉沢町
鯉沢中部団地	南巨摩郡鯉沢町
増穂団地	南巨摩郡増穂町
青柳団地	南巨摩郡増穂町
中富団地	南巨摩郡中富町
鯉沢北部団地	南巨摩郡鯉沢町
青柳第一団地	南巨摩郡増穂町
下田原団地	南巨摩郡中富町
身延団地	南巨摩郡身延町
身延第二団地	南巨摩郡身延町

増穂天神団地	南巨摩郡増穂町
南光平団地	南巨摩郡南部町
富沢団地	南巨摩郡南部町
葦崎東団地	葦崎市
葦崎西団地	葦崎市
若尾団地	葦崎市
岩下団地	葦崎市
旭団地	葦崎市
葦崎団地	葦崎市
葦崎穂坂団地	葦崎市
長坂団地	北巨摩郡長坂町
日野春団地	北巨摩郡長坂町
武川団地	北巨摩郡武川村
高根団地	北巨摩郡高根町
白州団地	北巨摩郡白州町
牧原団地	北巨摩郡武川村
小淵沢団地	北巨摩郡小淵沢町
双葉団地	北巨摩郡双葉町
明野つじヶ丘団地	北巨摩郡明野村
高根南団地	北巨摩郡高根町
双葉響が丘団地	北巨摩郡双葉町

富士吉田団地	富士吉田市
寿団地	富士吉田市
新屋団地	富士吉田市
小倉山団地	富士吉田市
谷村団地	都留市
蒼竜峡団地	都留市
田野倉団地	都留市
権現原団地	都留市
熊井戸団地	都留市
河口湖団地	南都留郡富士河口湖町
西桂団地	南都留郡西桂町
河口湖小立団地	南都留郡富士河口湖町
大月団地	大月市
富浜団地	大月市
石動団地	大月市
上野原団地	北都留郡上野原町

山梨県告示第五百五十四号

平成十五年山梨県住宅需要実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）第三条の規定により告示する。

平成十五年十一月十七日

一 調査の目的

山梨県知事 山 本 栄 彦

この調査は、住宅及び周辺の住環境に対する評価、住宅の改善計画の有無及びその内容、住宅建設又は住替えの実態等を把握することにより、平成十八年度から始まる山梨県第九期住宅建設五箇年計画の策定等住宅施策の企画立案のための基礎的資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 住宅の現状に関する事項
- 2 最近の居住状況の変化に関する事項
- 3 住宅の住み替え又は改善に関する事項
- 4 今後の住まい方に関する事項
- 5 子育てに関する事項
- 6 住宅の相続に関する事項
- 7 別荘又はセカンドハウスに関する事項
- 8 世帯に関する事項

三 調査の範囲

平成十五年住宅・土地統計調査の対象となる国勢調査の一般調査区に常住する普通世帯から無作為に抽出した世帯

四 調査の期日

平成十五年十二月一日

五 調査の方法

調査員が、抽出された普通世帯に直接訪問のうえ、調査票を配布し、及び回収する。

山梨県告示第五百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

東八代郡石和町河内字宮窪五一〇番一

二 道路の幅員

四・〇七メートル

三 道路の延長

三四・五〇メートル

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社渡辺興業

2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町倉科五百八十四番地二

3 代表者の氏名 渡邊昌博

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六九八号

四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年十月二十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 八巻土木有限公司

2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡須玉町江草一万百二十九番地

3 代表者の氏名 八巻好美

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五〇七〇号

四 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十五年九月十六日付けで南アルプス市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）

二 作業期間 平成十五年九月十六日から平成十六年三月二十二日まで

三 作業地域 南アルプス市

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町乙黒字二反田五八二の七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町乙黒七百三十四番地 畑警吾

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町西花輪字西河原三三五四の三及び三三五四の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町西花輪二千三百五十四番地三 芦沢三男・芦沢千恵子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字城山南六八〇、六六八一、六六八二、六六八三及び六六八四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市上吉田五丁目十番十八号 有限会社フジイ 代表取締役 藤井與三郎
富士吉田市新屋四十二番地 堀内金治

● 建築基準法に基づく公開聴聞の実施
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成十五年十一月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 意見の聴取を行う日時

平成十五年十一月二十一日 午後一時三十分

二 意見の聴取を行う場所

中巨摩郡田富町布施二千三百八十二番地 田富町総合会館二階大ホール

三 許可しようとする建築物の計画内容

- 1 建築物の位置 中巨摩郡田富町臼井阿原字村西一五二の三、一五二の九、一五二の一〇、一五二の六、一五二の七及び一五二の四の二並びに同町西花輪字西阿原一五六九の一、二五〇〇の一、二五〇〇の四、二五〇〇の五、二五九〇の一、二五九〇の三、二五九〇の四、二五九〇の五、二五九〇の六、二五九〇の七、二五九五の一、二五九五の四、二五九五の五、二五九五の六、二五九五の七、二五九五の八、二五九五の九、二五九五の一〇、二五九五の一、二五九九及び二五九九の二並びに字阿原前二六〇〇の一、二六〇〇の三、二六〇〇の四、二六〇〇の五、二六〇〇の六、二六〇〇の七、二六〇〇の八、二六七三の一、二六七三の三、二六七三の六、二六七三の七、二六七三の八、二六七三の九、二六七四、二六八〇の一、二六八〇の三、二六八〇の四、二六八〇の五、二六八〇の六、二六八〇の七、二六八〇の八、二六八〇の九、二七〇七の一、二七〇七の四、二七〇七の五、二七〇七の六、二七〇七の七、二七〇七の八、二七〇七の九及び三〇〇五の四並びに字新田四六二九の一、四六二九の一四、四六二九の一五、四六六三の一、四六六三の八、四六七九の一、四六七九の四、四六七九の五、四六七九の六、四六七九の七、四六八九の一、四六八九の一、四六九七の一、四六九七の二、四六九七の五、四七〇二の一、四七〇二の二、四七〇六、四七一五の一、四七一五の五、四七一五の六、四七二五の七、四七二五の八、四七二三の一、四七二三の四、四七二三の五、四七二三の六、四七三九、四七三九の二、四七四四の一、四七四四の六、四七四七

- の二、四七四七の四、四七四七の五、四七四七の六、四七五六の一（準工業地域）
- 2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第十項の規定による許可に係るナトリウム・硫黄電池を設置する工場の増築及び用途変更（増築に係る部分の床面積五万二千三百十七・八四平方メートル、用途変更に係る部分の床面積一万七千五百九十八・九三平方メートル）